

第18回京都海区漁業調整委員会 次第

令和5年11月29日午後2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

- 第1号議案 京都府海面における第15次漁場計画に係る漁業
権の免許について（諮問） 【第1号議案資料】
- 第2号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）
【第2号議案資料】
- 第3号議案 特定水産資源に関する令和6管理年度における
知事管理漁獲可能量について（諮問）
【第3号議案資料】
- 第4号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度
における知事管理漁獲可能量について（諮問）
【第4号議案資料】
- 第5号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
【第5号議案資料】
- 第6号議案 個人情報保護制度に係る補助執行について
【第6号議案資料】

3 報告事項

- (1) 京都海区漁業調整委員会において保有する個人情報の適切な
管理のための措置に関する指針について 【報告事項(1)】
- (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果につ
いて 【報告事項(2)】

4 その他

5 閉 会

第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	葭矢 譲	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野 安徳	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とト屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長

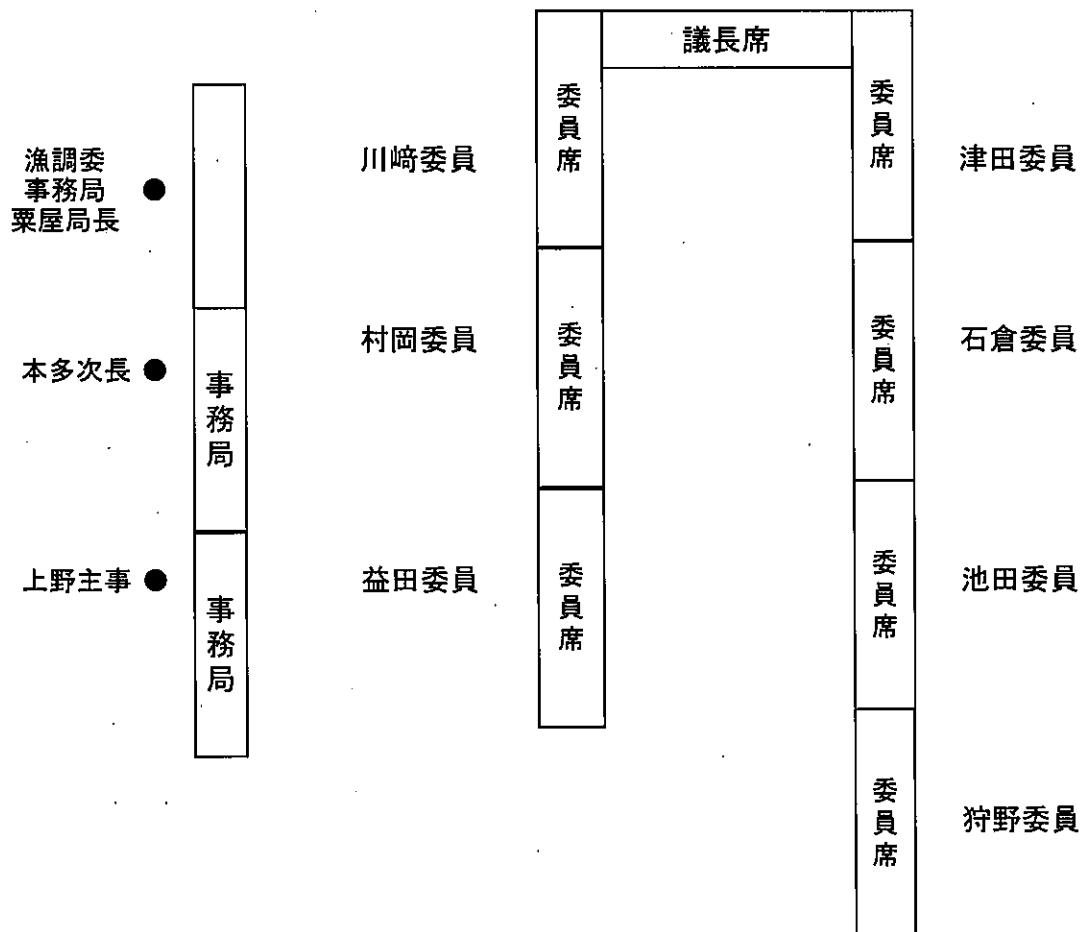
第22期京都海区漁業調整委員会

(第18回 委員会配席図)

令和5年11月29日(水)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室

葭矢会長



京都府

京都府

水産課 水産事務所漁政課
山本主査 尾崎副主査 戸嶋課長 廣岡係長

傍聴席

舞鶴市 農林水産振興課

真下係長



第1号議案資料

京都府

第1号議案 京都府海面における第15次漁場計画に 係る漁業権の免許について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議を
お願いします。

【添付資料】

資料1-1 京都府海面における第15次漁場計画に
係る漁業権の免許について（諮問）

資料1-2 第15次漁場計画案（共同・区画・定置漁業権）



5漁調委



資料1-1

5水第534号
令和5年11月27日

京都海区漁業調整委員会
会長 藤矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府海面における第15次漁場計画に係る漁業権の免許について(諮問)

令和5年9月1日付で、京都府海面における第15次漁場計画を公示したところ、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法（昭和23年法律第267号）第70条の規定により諮問します。

担当	京都府農林水産部水産課 漁政企画係 山本主査
連絡先	075-414-4992



第15次漁場計画案

權業漁同



第15次漁場計画案

權業漁同共

2/2



第15次漁場計画案

權業漁画



第15次漁場計画案

權業漁文



第15次漁場計画案

3/4

区画漁業権									
公示番号	京区第25号	京区第26号	京区第27号	京区第28号	京区第29号	京区第30号	京区第31号	京区第32号	京区第33号
漁業の種類、名称	第一種区画漁業 二枚貝垂下式 養殖業	第一種区画漁業 二枚貝垂下式 養殖業	第一種区画漁業 二枚貝垂下式 養殖業	第一種区画漁業 魚飼小網り式漁業 漁網漁業	第一種区画漁業 魚飼小網り式漁業 漁網漁業	第一種区画漁業 魚飼小網り式漁業 漁網漁業	第一種区画漁業 魚飼小網り式漁業 漁網漁業	第一種区画漁業 魚飼小網り式漁業 漁網漁業	第一種区画漁業 魚飼小網り式漁業 漁網漁業
担保地 区	宮崎市字石前、字由 且、字屋、字野原、字小 成生、字三浜を除く) 操	宮崎市字石前、字由 且、字村、字細丘、字中 上司、字鏡丘、字池ノ谷、 字山、字文林、 字日置、 字田井 島原、字田井	宮崎市字大島、字 岩ヶ島、字長江、字 里流見						
団体・個別の別	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権	団体漁業権
類似・新規の別	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権
住所	京都府舞鶴市字下安久101-3-1								
氏名又は名称	(代理垂手漁業組合 西川 桂之輔)								
現在の免許状況	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者	調了漁業権者
漁業法第71条第1項の要件									
海区漁場計画の内容と同じ申請内容である	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業権の不当な集中に至るおそれはない	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許を受けようとする水面は他人が占有していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業法第72条第2項の要件									
関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業組合である	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業法第73条第2項各号の適格性									
関係地区内に住所を有し、当該漁業を經營する者の数(①) 関係地区内に住所を有し、当該漁業を經營する世帯の数(②) (第1号)	133	16	6	9	6	6	6	6	6
①/②≥2/3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関係地区内に住所を有し、治外漁業を営む者の数(①) 新規漁業権者(②) 関係地区内に住所を有し、治外漁業を営む者の数(①) 新規漁業権者(②) (第2号)	133	16	6	9	6	6	6	6	6



第15次漁場計画案

区画漁業権

		公示番号	京区第37号	京区第38号	京区第39号	京区第40号	京区第41号	京区第42号	京区第43号	京区第44号	京区第45号
漁業の種類、名称	第一種区画漁業 くろ牛ぐろ 小哥り式養殖業	第一種区画漁業 藻類業精業	第一種区画漁業 かき垂下式 養殖業	第一種区画漁業 かき垂下式 養殖業	第一種区画漁業 二枚貝垂下式 養殖業	第一種区画漁業 二枚貝垂下式 養殖業	第一種区画漁業 かき垂下式 養殖業	第一種区画漁業 かき垂下式 養殖業	第一種区画漁業 かき垂下式 養殖業	第一種区画漁業 魚類(小判り式養殖業 を除く)	第一種区画漁業 魚類(小判り式養殖業 を除く)
閑係区域、地区	与謝郡伊根町字日出平田、字龜島 京丹後市外線町竹野	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町
団体・個別の別	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権	团体漁業権
類似・新規の別	類似漁業権	新規漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権	類似漁業権
住所											
氏名又は名称											
現在の免許状況	満了漁業権者										
漁業法第71条新項の要件											
漁区選択画面の内容と同じ申請内容である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業権の不当な集中に至るおそれはない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許を受けようとする水面は他人が占有していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業法第72条新項の要件											
閑係区域の全部又は一部をその地区内に組合する漁業協同組合又は漁業協同組合会である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業法第72条新項各号の適格性											
閑係区域内に住所を有し、当該漁業を営む者の数(①)	6		77	77	15	77	77	77	77	77	2
閑係区域内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯(②)	6		77	77	15	77	77	77	77	77	2
第1号 ①/②≥2/3	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
閑係区域内に住所を有し、沿岸漁業を営む者の数(①)	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9
新規閑係区域内に住所を有し、沿岸漁業を営む者の数(②)	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9
閑係区域内に住所を有し、沿岸漁業を営む者の属する世帯(②)	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9
第2号 ①/②≥2/3	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

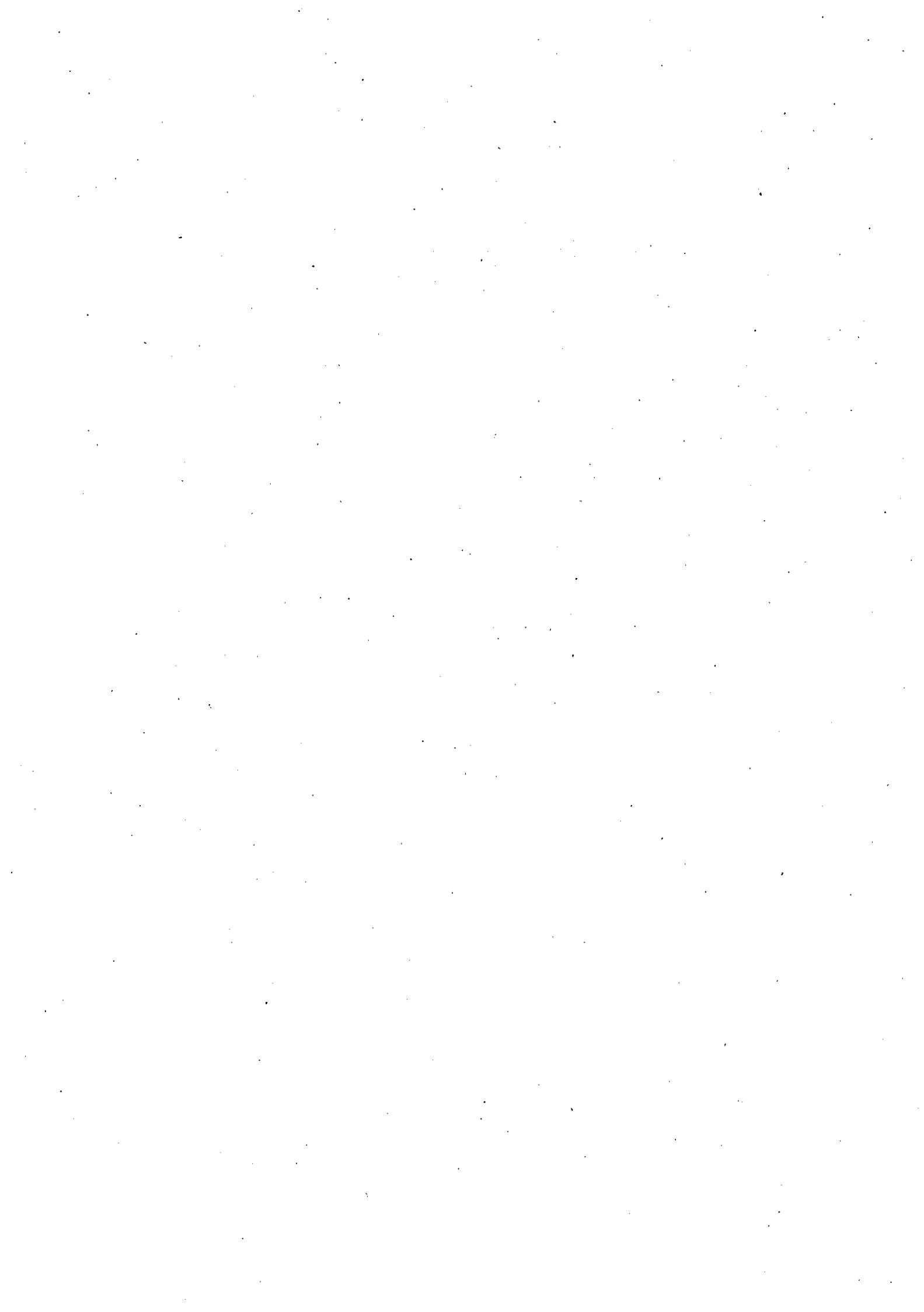


權業漁置

第15次漁場計畫案



第15次漁場計畫案
定置漁業權



第2号議案資料

京都府

第2号議案 京都府資源管理方針の変更について (諮問)

【理由】

漁業法第14条第1項の規定により定められた「京都府資源管理方針」について、同条第9項の規定により変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 2 京都府資源管理方針の変更について(諮問)
及び別添資料

参考資料 京都府資源管理方針

【参考】 漁業法

(都道府県資源管理方針)

第14条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第125条第1項第1号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第4項から第6項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

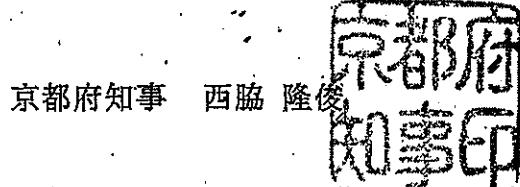




資料2

5水第538号
令和5年11月27日

京都海区漁業調整委員会
会長 萩谷 譲 様



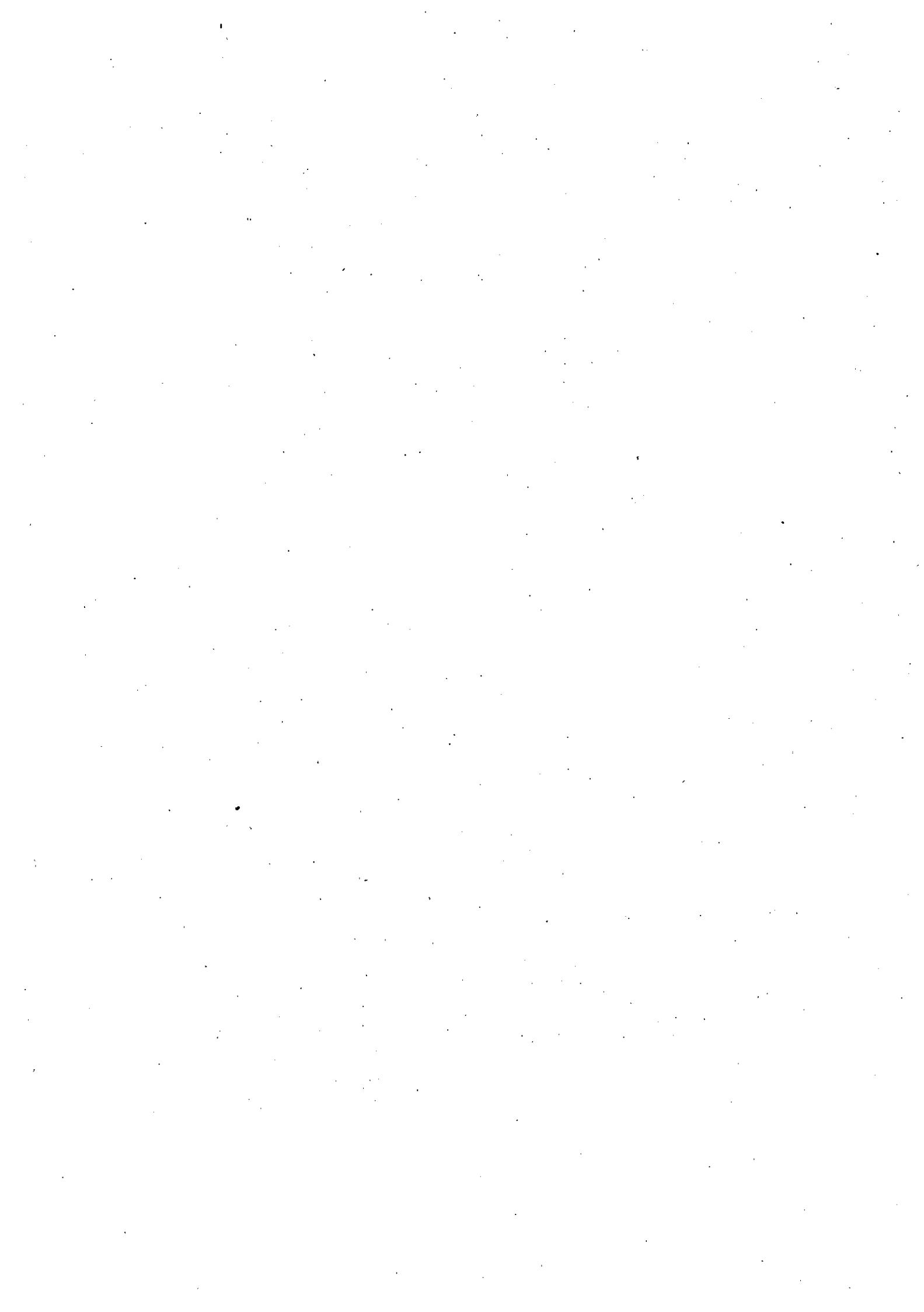
京都府資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を、同条第9項の規定により下記のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。

記

京都府資源管理方針に別紙9（かたくちいわし）及び別紙10（うるめいわし）を別添のとおり追加

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



別添

(別紙9)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。



(別紙 10)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬
暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に
係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定める
ステップアップ管理を行う。



参考資料

京都府資源管理方針

令和2年12月1日策定
令和5年3月24日改正

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本府の水産業は、平成30年の生産量で1.1万トン、生産額は39億円にのぼる。また、漁業就業者数は、約900人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本府の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本府の責務

本府は、法第6条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本府の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び京都府資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 京都府資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は別紙のとおり、それぞれ定めるものとする。

(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等(日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等(その他海域)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保(0.1 トン未満は四捨五入する)する。ただし、京都府漁船漁業等(その他海域)により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業、京都府漁船漁業等(日本海)のそれぞれに 95%、5% の比率で割当てる。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等 (その他海域)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

　陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

　陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5 割を留保(0.1トン未満は四捨五入する)し、0.5 割を京都府漁船漁業等(その他海域)に配分する。残りの9割について、京都府漁船漁業等(日本海)に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当てこととする。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙3)

第1 特定水産資源
さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採
捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない
い管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府さんま漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府さんま漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲
努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲
努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲
げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
さんま漁業	289日*

*:府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙4)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イ の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採
捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな
い管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まあじ漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲
努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲
努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲
げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まあじ漁業	289日*

*:府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙5)

第1 特定水産資源
まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まいわし漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まいわし漁業	289日*

*:府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙6)

第1 特定水産資源
するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イ の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいか
を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない
管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府するめいか漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、
漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る
漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄
に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
するめいか漁業	289日*

*:府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙7)

第1 特定水産資源

　　ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第1号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては、許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがに日本海系群A海域を採捕する漁業（ただし、大臣許可漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

　　陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

　　陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙8)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まさば及びごまさば漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まさば及びごまさば漁業	289日*

*:府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



第3号議案資料

京都府

第3号議案 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)



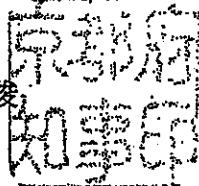


資料3

5水第539号
令和5年11月27日

京都海区漁業調整委員会
会長 萩矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、下記のとおり、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第16条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	77,000トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	44,000トンの内数

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



第4号議案資料

京都府

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

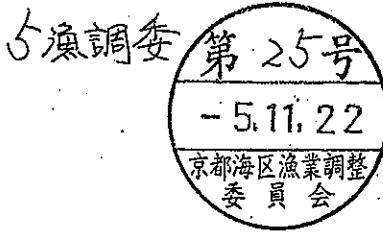
【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料4 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）





資料4

5水第530号
令和5年11月22日

京都海区漁業調整委員会
会長 蘭矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を、下記のとおり変更することについて、同条第5項で準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	変更前	変更後
小型魚	定置漁業	29.8t	32.8t
	漁船漁業等（日本海）	1.0t	1.0t
	漁船漁業等（その他海域）	0.1t	0.1t
	留保	2.1t	2.1t
大型魚	定置漁業	25.45t	22.45t
	漁船漁業等（日本海）	0.1t	0.1t
	漁船漁業等（その他海域）	1.62t	1.62t
	留保	1.23t	1.23t

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



第5号議案資料

京都府

第5号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 5-1 固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限措置等について(諮問)

資料 5-2 【別紙】(制限措置等)



漁業委員会



資料5-1

5水事第312号の8
令和5年11月16日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等について (諮問)

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和5年12月10日から令和6年1月10日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：許可の日（既に許可を有している場合は、当該許可の有効期間満了日）から令和10年12月31日まで

担当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438



【別 紙】(制限措置等)

資料 5-2

漁業種類	許可する漁業者の 許可枚数の上限	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
		京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町万量鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方 位324度20分の線 京丹後市丹後町城ヶ鼻 (通称) と同町大崎山頂を結ぶ線の イ 延長線 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界 (通称一本松) から真 方位0度00分の線 ウ 方位35度44分の線		京丹後市網野町網野町に住所を有する者
はまち底刺網漁業	8名 (新規枠5名+継 続許可枠3名)	京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界 (通称一本松) から真 方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真 方位330度45分の線 ウ 方位330度45分の線	周年	京丹後市網野町機、塩江、浜詰に住所を有する者
		京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海 域) ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県の境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330 度45分の線		京丹後市久美浜町に住所を有する者



第6号議案資料

事務局

第6号議案 個人情報保護に係る補助執行について

【理由】

個人情報の保護に関する法律に基づく当委員会の事務の一部を、京都府知事部局の職員による補助執行により行うことについて、協議をお願いします。

【添付資料】

資料 6 個人情報保護に係る補助執行について(協議) (案)

参考資料 関係法令条文



資料 6

(案)

5 漁 調 委 第 号
令和5年11月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府海区漁業調整委員会
会長 葛矢 護

個人情報保護に係る補助執行について（協議）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく当委員会の事務の一部を、下記のとおり、貴部局の職員による補助執行により行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により協議します。

記

1 知事部局において補助執行をする事務の範囲

- (1) 個人情報の保護に関する法律第77条、第91条及び第99条の規定による請求書の受付に関する事務
- (2) 個人情報の保護に関する法律第82条、第93条及び第101条の規定による決定に対する不服申立の受付に関する事務
- (3) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条の規定による是正の申出の受付に関する事務

2 知事部局において補助執行を開始する期日

令和5年12月 日

参考資料

【関係法令条文】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（開示請求の手続）

第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。



参考資料

(訂正請求の手続)

第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求の手続)

第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。



参考資料

(開示請求に対する措置)

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に対する措置)

第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。



参考資料

○個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）

（是正の申出）

第5条 何人も、実施機関が自己の個人情報を不適正に取り扱っていると認めるとときは、実施機関に対して、当該個人情報の取扱いのは正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

（1）是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

（2）是正を求める個人情報の取扱い及び是正の内容

（3）前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前項の場合において、是正の申出をする者は、法第77条第2項の規定の例により、是正の申出に係る個人情報の本人であること（代理人による是正の申出にあっては、是正の申出に係る個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行った上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を書面により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定による通知を行った是正の申出について、定期的に、当該是正の申出及び実施機関が行った処理の内容を京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、是正の申出の処理について意見を述べることができる。



報告事項（1）

事務局

京都海区漁業調整委員会において保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について

【内 容】

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項の規程及び、令和5年3月20日に開催しました第22期第14回京都海区漁業調整委員会で「個人情報の保護に関する法律施行規程」が制定されたことにより、本委員会が保有する個人情報の安全管理のための適切な措置等を定める指針を内部規定として作成しましたので、報告します。

【添付資料】

報告資料1－1 委員会において保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

参考資料 関係法令条文



京都海区漁業調整委員会において保有する個人情報の適切な管理 のための措置に関する指針

1 指針の意義

この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定等を踏まえ、京都海区漁業調整委員会（以下「海区委員会」という。）において保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。海区委員会事務局は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 管理体制

【保護管理者】

(1) 保護管理者を置くこととし、海区委員会事務局長をもって充てる。保護管理者は、海区委員会における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、「6 情報システムにおける安全の確保等」、「7 情報システム室等の安全管理」、「10 安全管理上の問題への対応」の(2)並びに「11 監査及び点検の実施」の(2)で定める取組の実施その他の必要な措置を講じる任に当たる。

【保護担当者】

(2) 保護担当者を置くこととし、海区委員会事務局次長をもって充てる。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、委員会保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

【監査責任者】

(3) 保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる者として監査責任者を置き、京都府水産事務所漁政課長をもって充てる。

3 教育研修

保護管理者は、職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、京都府等が実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じるものとする。

4 職員の責務

職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令、規程等の定め並びに、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

5 保有個人情報の取扱い

【アクセス制限】

- (1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等（以下「秘匿性等」という。）その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。
- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

【複製等の制限】

- (4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の行為については、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従って行わなければならない。

①保有個人情報の複製

②保有個人情報の送信

③保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

④その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

【誤りの訂正等】

- (5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

【媒体の管理等】

- (6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

【誤送付等の防止】

- (7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

なお、文書の内容だけでなく、付加情報（PDFファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることにも注意するものとす

る。

【廃棄等】

- (8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバ内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

【保有個人情報の取扱状況の記録】

- (9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

【外的環境の把握】

- (10) 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においては、クラウドサービス提供事業者が外国に所在する場合及び個人データが保存されるサーバが外国に所在する場合を含む。）、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6 情報システムにおける安全の確保等

保護管理者、職員等は、京都府情報セキュリティ対策基準にのっとり、情報システムにおける安全の確保等のために必要な措置を講じなければならない。

7 情報システム室等の安全管理

保護管理者、職員等は、京都府情報セキュリティ対策基準にのっとり、情報システム室等の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 保有個人情報の提供

【保有個人情報の提供】

- (1) 保護管理者は、法第69条第2項第4号の規定に基づき、行政機関等（法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

- (2) 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は隨時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに改善要求等の措置を講じるものとする。
- (3) 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、(1) 及び (2) に規定する措置を講じるものとする。

9 サイバーセキュリティの確保

保護管理者、職員等は、京都府情報セキュリティ基本方針及び京都府情報セキュリティ対策基準にのっとり、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。

10 安全管理上の問題への対応

【事案の報告及び再発防止措置】

- (1) 職員は、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合は、直ちに（時間を要する事実確認を行う前に）当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。
- (2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- (3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、京都府農林水産部長及び総務部長に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに当該事案の内容等について報告するものとする。
- (4) 京都府農林水産部長は、(3) による報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を知事に速やかに報告するものとする。
- (5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有するものとする。

【法に基づく報告及び通知】

- (6) 漏えい等が生じた場合であって法第 68 条第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要する場合には、(1) から (5) までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、同委員会による事案の把握等に協力するものとする。

【公表等】

- (7) 法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講じるものとする。

府民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき等）については、速やかに京都府総務部長と協議した上で、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会へ情報提供を行うものとする。

11 監査及び点検の実施

【監査】

- (1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、「2 管理体制」から「10 安全管理上の問題への対応」までに記載する措置の状況を含む海区委員会における保有個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を保護管理者へ報告する。

監査責任者による監査は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその内容に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。

【点検】

- (2) 保護管理者は、当該所属における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行う。

また、保護管理者は、必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を京都府農林水産部長に報告するものとする。

【評価及び見直し】

- (3) 保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。



参考資料

【関係法令条文】

○個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（令三法三七・追加・一部改正）



報告事項（2）

事務局

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

【内 容】

令和5年8月31日付け5全漁調連第13号で、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について、同会会长から送付されましたので、報告します。

【添付資料】

報告資料2-1 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（送付）

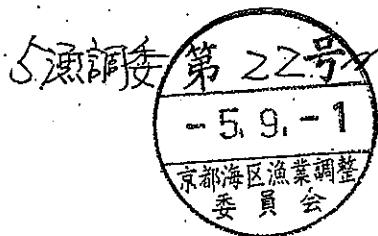
報告資料2-2 令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

報告資料2-3 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果

参考資料 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書



報告資料2-1



5全漁調連第13号
令和5年8月31日

各海区漁業調整委員会長様

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 今野 智光

(公印省略)

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について(送付)

令和5年7月11日に実施した要望活動に係る回答については、別紙のとおりです。

なお、複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区にお送りいただきますようお願いします。

事務担当

全国海区漁業調整委員会連合会事務局
(福島海区漁業調整委員会事務局) 佐久間
TEL:0246-24-6173 FAX:0246-24-6178
fukushimakaiku_f@pref.fukushima.lg.jp



報告資料2-2

令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	海上保安庁	国土交通省
I 海区漁業調整委員会制度について					
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	●			
2. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	△	●			
3 新たな漁業関係法令の改正について	●	●			
4 海区漁業調整委員の資質向上について	●	●			
II 沿岸漁場の秩序維持について					
1 違法操業の取締強化等					
①取締り体制の連携強化	△	●		△	
②漁業監督吏員の資質向上	○	●			
2 「密漁もの」の流通防止					
①「密漁もの」を排除する意識の指導・啓発活動	●	●			
②違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	○	○			
③水産流通適正化法の制度の周知及び現場負担を軽減するための措置の実施	●	△			
④シラスウナギ流通の透明化の推進	●	△			
III 太平洋クロマグロの資源管理について					
1 クロマグロ資源の適正利用					
①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	●	○			
②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	△	△			
③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置					
①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	●	●			
②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	△	●			
③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	●	●			
④漁獲状況を把握するシステム構築	●	△			
3 遊漁者等の操業自粛措置	△	△			
IV 沿岸資源の適正な利用について					
1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整					
①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のための合意形成に向けた調整	●	△			
②沖合漁業に対する沿岸漁業に準じた資源管理措置の指導と許可内容の見直し	●	●			
③カツオ・スルメイカの沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	●	●			
④海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	●	●			
⑤大型船の増トンやIQ導入による沿岸漁業との競合に対する調整	●	●			
2 マサバ太平洋系群の適正利用					
①産卵親魚の確保、未成魚の保護など資源管理の確実な履行の指導	△	△			
②科学的根拠に基づく目標管理基準値の設定	●	●			
③漁業者の理解を得た資源管理の推進と減収の補償	△	●			
3 カツオ資源の適正利用	●	△			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	●	△			
5 沖合漁業の操業秩序の確立					
①大中型まき網漁船付属船へのVMS設置の義務化と航跡情報の運用	△	△			
②VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化	●	●			
③AISを活用した事故防止・安全航行の指導	○	○			○

R4比較 [○:新規、△:内容変更、●:継続]



令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	保安海上庁	省国海事交通局通
V 漁業法改正後の制度運用について					
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	●	△			
2 新制度の円滑な運用について					
①地域課題への対応における指導・助言	●	●			
②漁業権免許切替手続きにおける指導・助言	●	●			
3 新たな資源管理措置等について					
①魚種ごとに適確に評価し、TAC導入を前提としない新たな資源管理の検討	△	△			
②実行可能性の議論、漁業者等の理解と合意の上の慎重な対象種追加	△	△			
③地域の漁業特性を考慮した資源管理措置の実施と漁獲対策	△	△			
④新規参入者の確保、地域全体の産業を守る成長対策の具体化	●	△			
⑤TAC魚種の正確な漁獲量を把握する仕組みの整備	○	○			
⑥定置網漁業の特性に応じた新技术の開発・普及	○	○			
VI 外国漁船問題等について					
1 排他的経済水域の境界の画定(竹島など)	●	●	●		
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理					
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	●	●	△		
②日台漁業取決め適用水域での安全操業確保、台湾漁船のPI保険加入義務化	●	△	△		
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	●	●	●		
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	●	△	●		
⑤ロシア水域における操業機会の確保、操業条件の緩和のための積極的な支援	△	●	△		
⑥EEZ内ロシア漁船による漁具被害防止、補償及び漁獲割当量の適切な設定	●	△	△		
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保					
①外国漁船の違法操業を未然に防ぐための、監視・取締体制の強化	●	△		△	
②外国公船や外国漁船の位置動向情報収集、漁船等との情報共有体制強化	●	△		●	
③外国漁船等の避泊にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	●	●		△	
④北朝鮮のミサイル発射の阻止、迅速な情報提供	△	●	△		
4 被害の救済(外国漁船による放置漁具による被害対策)	△	△			
VII 海洋性レジャーとの調整等について					
1 遊漁と漁業の調整					
①遊漁マナーと漁業の基本的考え方に関する積極的な広報等の実施	●	△			
②スピアフィッシングに対する規制強化	△	△			
③遊漁者の資源利用の実態把握	△	△			
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	○	○			
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止					
①利用者に対する保険加入義務化、漁業被害を想定した被害保障の充実	●	●			●
②利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討	△	●			
3 ミニボートによる危険行為の防止					
①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	●	●			△
②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	●	●			△
③安全講習の義務化と所有者リストの整備	●	●			●
④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	○	△			●

R4比較 [○:新規、△:内容変更、●:継続]



報告資料2-3

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果

I 海区漁業調整委員会制度について

R5年度要望趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

R5年度要望趣旨	回答、状況等
1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 <small>継続</small>	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 2 今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのようないけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。 <small>継続</small>
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告、告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していくことを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、異なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 <small>内容変更</small>	【水産庁】 漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであります、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいります。 <small>継続</small>
3 新たな漁業関係法令の改正について 改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 <small>継続</small>	【水産庁】 1 新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。 2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。 <small>継続</small>
4 海区漁業調整委員の資質向上について 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事業について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 <small>継続</small>	【水産庁】 海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいりたい。 <small>継続</small>

II 沿岸漁場の秩序維持について

R5年度要望趣旨

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つこと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1 ①違法操業の取締強化等 ②また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。	①組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。 ②また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締り、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 4 また、昨年10月にコロナ禍により中止を余儀なくされていた「令和4年度漁業監督公務員研修会」を3年振りに開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の護衛等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、WEB会議を併用した開催を予定している。</p> <p>【海上保安庁】 ①に対する回答 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。</p>

2	<p>2 「密漁もの」の流通防止</p> <p>①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 [継続]</p> <p>2 なお、都道府県への交付金により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 <p>を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 [継続]</p> <p>3 また、令和4年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が施行されたところ。 [内容変更]</p> <p>4 流通段階における監視については、水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時立入検査を行っているところですが、引き続き、密漁品の流通を防止するため、都道府県とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。 (事業区域が一の都道府県の区域内のみの事業者は都道府県が監視) [新規]</p> <p>5 同法の施行に当たり、制度運用の詳細に係る各種通知の発出やマニュアルの作成を丁寧に行なったほか、国内の関係者に対して、説明会を多数開催する等の周知・普及を行なったところ。同法施行後も個々の事業者等からの問い合わせ等に個別に対応しているところであり、引き続き丁寧に対応してまいりたい。 [新規]</p> <p>6 さらに、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等の取組を支援しており、是非ご活用いただきたい。 [内容変更]</p> <p>7 なお、シラスウナギへの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月からとしている。 水産庁は水産流通適正化制度を確実に現場実装するため、現場実態に応じたトレーサビリティの仕組みを導入する具体策を特定するため2022年には「ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ導入評価プロジェクト」に取り組み、トレーサビリティ専門機関、うなぎ関係団体、経営工学領域の学識者、地域行政・事業者の協力を得て複雑多様なシラスウナギ流通の経路、慣行、事業者の役割や機能の共通項を洗い出し、技術と価値がバランスしたQRコード×モバイルを技術的中核とするトレーサビリティモデルを概念設計したところ。 今後、概念設計されたモデルを踏まえ全国で活用できるシステム開発を進め、令和7年度にそのシステム運用を開始する予定としている。 [内容変更]</p> <p>8 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 [継続]</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 懲役3年／罰金3,000万円</p> <p>無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万 ⇒ 懲役3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円</p>
---	--	---

III 太平洋クロマグロの資源管理について

R5年度要望趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
① 1 クロマグロ資源の適正利用 ①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 北太平洋マグロ類国際科学小委員会(ISC)による と、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定事項である暫定回復目標 (親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復)を既に達成し、次期回復目標(漁獲がない場合の資源量の20%(約13万トン)まで回復)も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。 また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き継ぎ措置すること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 ご指摘のとおり、太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたい。 新規</p> <p>2 一方で、日本国内で違法な未報告漁獲の事案が発生し、諸外国にも広く知られた状況であることから、再発防止や管理の強化が不可欠であり、関係者のご協力をお願いしたい。 新規</p> <p>3 国内配分については、大型魚の15%増枠を踏まえ、水産政策審議会でとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠からの配分を含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。 新規</p> <p>4 将来、増枠が実現した際にも、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら配分方法を検討してまいりたい。 新規</p> <p>5 なお、広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に我が国全体で400を上限として新規の申請を承認できる規定を設けた結果、令和4年度末までに合計30件を新規に承認したところ。今後については、増枠など国際的な状況を踏まえつつ、適切な管理のあり方を含め検討してまいりたい。 内容変更</p>	

継続

<p>1② 1. クロマグロ資源の適正利用</p> <p>②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等</p> <p>ア 漁獲枠配分について は、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。</p> <p>イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。</p> <p>ウ 大臣許可漁業に対し、I Qによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。</p> <p>エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 2023年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2021年の7か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。</p>
	<p>2 来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行つてまいりの所存。</p>
	<p>3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、</p>
	<p>① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。</p> <p>② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。</p>
	<p>と示されているところである。</p>
	<p>4 また、令和4管理年度の大中型まき網の小型魚については、300トンを大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年の平均漁獲実績の4分の1にまで減少させている。</p> <p>一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行つてまいりたい。</p>
	<p>5 大臣許可漁業との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。</p>
	<p>新規</p>
	<p>内容変更</p>

<p>1③ 1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について</p> <p>ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。</p> <p>イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理(属人管理)ではなく、大臣管理として国で管理すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出しているところ。ご指摘の制度のあり方を含め、クロマグロの適切な資源管理が図られるよう、引き続き検討してまいりたい。新規</p> <p>2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県において管理手法の検討をしていただきたいが、知事管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。新規</p>
<p>2① 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等</p> <p>定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむ得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 2023年漁期(令和5管理年度)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2021年の7か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。継続</p> <p>2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。継続</p> <p>3 我が国の漁獲枠を守るためにには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。継続</p>

2②	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設</p> <p>ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。</p> <p>イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。</p> <p>また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p>ウ 数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。</p>
		継続
	<p>2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。</p>	継続

3 予算の執行においては、精算に必要な書類が提出された後、可能な範囲で迅速に手続きを行ってきており、今後とも早期の支払いに努めてまいりたい。また、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。

継続

削除
令和3年度からは「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、定置網漁業等における混獲の防止や、魚種選択性を向上させる技術開発を進めているところである。

内容変更

<p>2③ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等</p> <p>数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の捕獲契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施とともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。</p> <p>今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。</p> <p>漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置(下げ止め)を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大したところである。 継続</p> <p>2 一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用される事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところである。今後ともWCPFCにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。 継続</p> <p>3 また、同事業においては平成23年以降、積立ぶらすに加入することで漁業共済掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しており、これにより掛金の概ね7割程度を支援している。 継続</p> <p>4 漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、制度の在り方については、令和4年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に即して、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、引き続き検討を進めていく考え。 継続</p> <p>6 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。</p> <p>また、水産加工業者等については、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する場合、転換取組に必要な機器の導入等に対する支援を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">5番がない部分も含め、継続</p>
<p>2④ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>④漁獲状況を把握するシステム構築</p> <p>漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るために、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁獲報告については、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。 継続</p> <p>2 なお、これらのうち水揚げ情報については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目指して収集体制を構築することを目指しているが、2022年度末において目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了し、今後、情報収集を進めていくこととしている。 内容変更</p>
<p>3 3 遊漁者等の操業自粛措置</p> <p>広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。</p> <p>また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向けて、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させよう、強く指導すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。 内容変更</p> <p>2 また、報告については、今年度から、陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報告を求めていていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。 新規</p> <p>3 更に、都道府県や海上保安庁とも連携し、疑惑情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文書を発出するとともに当該情報を水産庁ホームページやSNSで公表しているところである。 新規</p> <p>4 クロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容が遊漁者や遊漁船業者に正しく理解されるよう、引き続き情報発信の方法を工夫するなど周知徹底を図ってまいりたい。 新規</p>

内容変更

IV 沿岸資源の適正な利用について

R5年度要望趣旨

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となつて取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1①	1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整 ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 [繼続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 [繼続]</p> <p>2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 [繼続]</p> <p>3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、各都道府県の要請や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたが、本年5月に同方針が廃止されたことに伴い、今後は一般的な感染症防止対策を講じてまいりたい。 [内容変更]</p>
1②	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ②沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自動的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。 [繼続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 [繼続]</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 [繼続]</p> <p>3 一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。 [繼続]</p> <p>4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。 [繼続]</p>

<p>1③ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ③カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 [継続]</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 [継続]</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 [継続]</p>
<p>1④ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ④レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るために必要な措置を講ずること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。資源調査や海洋観測等により、データを収集するとともに、海洋環境の変化・変動が主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。 [継続]</p> <p>2 新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。 [継続]</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち合いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところであり、要望等あればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 [継続]</p>
<p>1⑤ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ⑤いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入に当たっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。 [継続]</p> <p>2 漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 [継続]</p> <p>3 改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。 [継続]</p>

<p>2① 2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>①安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他の経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。</p> <p>また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とする新たな資源管理を開始し、令和3管理年度からは、新漁業法に基づく資源管理基本方針に沿って、数量管理と漁業者の自主的な取組を組み合わせた管理を実施しているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。</p> <p>2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果及び資源管理措置も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定するとともに、漁獲量等の監視・取締りを実施しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。</p> <p>3 また、伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用しているが、数量管理を基本としつつ、漁場利用においても、地域の各漁業の実態を踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。</p>
<p>2② 2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>②目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てるこ。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p>2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。</p> <p>3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的な内容を定めていくこととしている。</p> <p>4 また資源評価においては、現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。</p> <p>5 なお、今後の資源評価において、海洋環境や資源の利用実態がこれまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。</p>
<p>2③ 2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>③漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p>2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p>3 こうした目標を目指す過程で一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p>

<p>3 3 カツオ資源の適正利用</p> <p>近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。</p> <p>また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大蔵許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については、水産庁も共有している。</p> <p>2 昨年のWCPFCで採択された管理方式は、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続きを定めた。今年は保存管理措置の見直しが行われるところ、まずは管理方式が、実際の管理に適切に反映されるよう取り組んでいくことが重要と考えている。</p> <p>3 また、近年の来遊量の減少と、赤道海域における大型まき網漁業の漁獲の関係について、我が国の主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p>
<p>4 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用</p> <p>外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p><科学的評価の実施></p> <p>1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</p> <p><国際的な資源管理の推進></p> <p>2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国が主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。</p> <p>3 サンマについては、本年3月に開催されたNPFC年次会合において、2023年及び2024年の措置として、公海における漁獲可能量(TAC)を19万8千トンから15万トンに削減し、国別漁獲上限についても2018年の実績から55%削減する等の措置が合意されたところ。</p> <p>4 マサバについても、NPFCにおいて、マサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止する等の措置が導入されているところであるが、数量管理の実施に向けて資源評価の作業が進められているところ。</p> <p>5 サンマやマサバ等の資源管理の充実のため、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。</p>

<p>5① 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>①大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等(付属船)へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。 新規</p> <p>2 他方、同規定にて命令の対象とされていない大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方方に則り、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。 内容変更</p> <p>3 火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。 継続</p>
<p>5② 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>②VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 大臣許可漁業(法改正前の指定漁業)については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中(令和4年内)に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方方に則り、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。 内容変更</p> <p>2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。 継続</p> <p>3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。 継続</p>
<p>5③ 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>③AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 AIS利用の普及については、 ・設置漁船に対する漁船保険料の助成 ・高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援 ・スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進等の取組を実施しているところ。 新規</p> <p>2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間における周知啓発キャンペーンの実施等、事故防止・安全航行の指導に努めているところ。 新規</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁船の安全対策に取り組んで参りたい。 新規</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。 新規</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

R5年度要望趣旨

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。 また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を行なうこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。 [継続]	[水産庁] 1 これまでも、改正漁業法の円滑な運用のため、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 2 今後とも説明会の開催や動画配信などにより周知を図るとともに、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が少しでも軽減されるよう、システムを構築したところである。 特に、目標であった4年度までに400箇所以上の漁協等から水揚げ情報を収集できる体制整備について、都道府県等のご尽力により、ほぼ全ての都道府県で必要な取組が完了したと伺っているところ。取組が残っている一部の県については個別に他の補助金等の活用も含め相談に対応しております。その他の県においても必要に応じてご相談されたい。 [内容変更]	継続
2① 2 新制度の円滑な運用について ①新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。 [継続]	[水産庁] 1 これまでも、改正漁業法を円滑に運用するため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、必要な意見交換を行ってきたところである。 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 [継続]	継続
2② 2 新制度の円滑な運用について ②改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。 [継続]	[水産庁] 1 これまでも、漁業権の切替え時期においては、漁場計画の樹立や免許にあたっての留意事項等をまとめたうえで、都道府県に対して地方自治法に基づく技術的助言を行ってきたところである。 2 今般の漁業権の切替えにあたっても、手続の円滑な実施のため、令和4年4月に技術的助言を行ったところである。 3 切替えに向けた課題等があれば、都道府県の担当者にお問い合わせいただくとともに、必要に応じて水産庁にも情報提供されたい。 [継続]	継続

<p>3 新たな資源管理措置等について</p> <p>①新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。継続</p> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものであり、今後は法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。内容変更</p> <p>3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討してまいりたい。内容変更</p>
<p>3② 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>②TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と同意のもとに慎重に進めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たなTAC対象魚種の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。新規</p> <p>2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、引き続き、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。内容変更</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">削除：IQ導入によるトン数制限の撤廃などによる影響への回答</p>

	<p>3③ 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>③数量管理の導入に当たっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新漁業法においては、MSYを達成する水準に資源を回復・維持させることを管理の目標とし、数量管理に軸足を移した管理を行うこととしている。 後半削除：水産資源の特性及びその採捕の実績を勘案して漁獲量による管理が適当でないと認められるときは、漁獲圧力を隻日数等に換算して管理を行うこともあり得るが、あくまで科学的根拠に基づくべきものである。</p> <p>2 従来のTAC魚種の管理においては、都道府県等の間での漁獲枠の融通の促進や留保枠からの迅速な配分、配分数量を明示せず「現行水準」として漁獲努力量を管理する方法などの柔軟な対応をしており、新たなTAC魚種の管理においても、資源ごとにどのような工夫が可能か検討してまいりたい。</p> <p>3 適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一時的に減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更] [新規]</p> <p>旧1番削除：資源管理は、資源に影響を与える漁業種類全体を対象に、回復に向け各漁業種類が応分の負担を負い、資源が増えた時には負担に応じた配分を得る形とすることが公平性の観点から最もも適当と考えている。定置網漁業においても、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を負うことになる。また、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を定置網漁業者が果たせるよう必要な技術開発を行うとともに、適切な資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業収入安定対策により、収入減少に対する補填を行っているところである。</p>
	<p>3④ 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>④漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要です。</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援しているところです。</p> <p>3 また、水産加工業の支援に向けては、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るために、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を支援しています。</p> <p>4 加えて、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、「海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を重点課題の一つに掲げており、本年5月26日には、漁協を含む事業者が漁港において海業の取組を実施しやすくするために、漁港漁場整備法を改正しております。</p> <p>海業の推進に向けて、12のモデル地区を公募により選定し、モデル地区における先行事例づくりを進めているところであります。得られたノウハウなどを共有して海業の普及促進を図ってまいります。また、海業に関する様々な相談を一元的に受け付ける窓口を水産庁に設置するとともに、地域振興などに取り組む関係省庁の協力の下、「海業支援パッケージ」に位置付けられた施策の活用にも努めてまいります。そのほか、本年6月には、漁港における釣り利用について、利用ルール、マナーや釣り人の安全を確保し、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等について考え方を示した、漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)を作成しております。</p> <p>現在は、自民党の海業振興専門部会から出された「中間とりまとめ」を受けて、海業の推進体制の強化などを検討しているところであり、これらの取組を通じて一層の推進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>5 引き続き、漁業の次世代を担う人材の育成・確保に努めるとともに、水産加工業や観光業等とも連携し、水産業の成長産業化と漁村の活性化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>

3⑤	<p>3 新たな資源管理措置について ⑤TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 産地市場を通さずに漁獲物が販売、流通するといった事例に対応するため、スマート水産業の取組の中で、漁業者から直接電子的な報告を受ける取組を進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、今後「TAC管理のステップアップ」プロセスのステップ1において実態を把握しつつ、関係都道府県等と協力しながら、TAC報告体制の整備を進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
3⑥	<p>3 新たな資源管理措置について ⑥定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

VI 外国漁船問題等について

R5年度要望趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いている。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となったほか、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年に入ってからはこれまでにない頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1 1 排他的経済水域の境界の画定 竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。 【外務省】 1 日韓の排他的経済水域の境界画定 (1)竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 (2)排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 (3)今後も双方にとって受け入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 2 日中の排他的経済水域の境界画定 (1)排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとされている。 (2)これを踏まえ、日本としても、累次の機会に地理的中間線を基に東シナ海の排他的経済水域を画定すべきとの立場を中国側に伝えている。 (3)中国側の立場はかかる日本側の立場と異なるが、今後も日本の立場を常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたい。 【水産庁】 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 2 また、我が国資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。 前段削除： 我が国排他的経済水域における分布域と漁場が存在している資源について	1 排他的経済水域の境界の画定 竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。 【外務省】 1 日韓の排他的経済水域の境界画定 (1)竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 (2)排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 (3)今後も双方にとって受け入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 2 日中の排他的経済水域の境界画定 (1)排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとされている。 (2)これを踏まえ、日本としても、累次の機会に地理的中間線を基に東シナ海の排他的経済水域を画定すべきとの立場を中国側に伝えている。 (3)中国側の立場はかかる日本側の立場と異なるが、今後も日本の立場を常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたい。 【水産庁】 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 2 また、我が国資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。 前段削除： 我が国排他の経済水域における分布域と漁場が存在している資源について	【外務省】 1 日韓の排他的経済水域の境界画定 (1)竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 (2)排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 (3)今後も双方にとって受け入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 2 日中の排他的経済水域の境界画定 (1)排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとされている。 (2)これを踏まえ、日本としても、累次の機会に地理的中間線を基に東シナ海の排他的経済水域を画定すべきとの立場を中国側に伝えている。 (3)中国側の立場はかかる日本側の立場と異なるが、今後も日本の立場を常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたい。 【水産庁】 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 2 また、我が国資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。 前段削除： 我が国排他の経済水域における分布域と漁場が存在している資源について

<p>2① 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>①日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p> <p>2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め対象外の水域について、台湾側と協議するつもりはない。</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めている。令和2年から令和4年の間、新型コロナウイルスの影響で日台漁業委員会の開催が見送られたが、今年は4年ぶりに同委員会が開催され、操業ルールに関し意見交換を行う中、主張すべきは主張し粘り強く交渉を行った。その結果、昨年と同様の操業ルールを暫定的に適用するとともに、2023年漁期の操業ルールについて日台間で早期に協議することで一致した。まずは、同ルールを適切に実施し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたい。</p> <p>2 また、政府としては同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。</p> <p>3 取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議する考えはない。</p>
<p>2② 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>②日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p>2 本年の日台漁業委員会では、昨年と同様の操業ルールを暫定的に適用するとともに、双方のはえ縄漁船の操業トラブル回避のためのルールの見直しに向けて早期に協議していくことで一致した。</p> <p>3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>VI-2-①参照</p>
<p>2③ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>③我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。</p> <p>日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまで、韓国側との間では、</p> <p>①韓国のはえ縄漁船については、違法操業の根絶、許可隻数の削減等に向けた協議を行うとともに、</p> <p>②暫定水域については、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく協議を求めてきたところ。</p> <p>2 しかしながら、近年になっても依然として、</p> <p>①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくならないこと</p> <p>②暫定水域の問題が解決しないこと</p> <p>などから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、韓国側に対し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p>3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外國漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p> <p>【外務省】</p> <p>1 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。</p> <p>2 このため、平成28年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。</p> <p>3 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく考え。</p>

2④	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ④中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。 さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化すること。 また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日中漁業協定の見直しの要望については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。 継続</p> <p>2 中国さんご船の密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を昨年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。 また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。 内容変更</p> <p>3 北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象である。 また、中国虎網漁船については、我が国水域に入って操業しないよう厳正に取締りを行っており、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。 継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日中漁業共同委員会において、東シナ海の水産資源管理について協議を行っており、その中で、虎網漁船を始めとする新興まき網漁船についても、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化や漁具規制の導入の検討等の管理強化措置を引き続き実施することで一致している。本日頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業共同委員会等を通じて、中国側としっかり協議してまいりたい。</p> <p>2 日中漁業共同委員会においても、問題の根絶のため、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置をとることで中国側と一致しており、中国船によるサンゴの不法採捕に対しては、外交ルートを通じた累次の申入れを実施している。</p> <p>3 北緯27度以南の海域に関する様々な意見については、重く受け止めていた。日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかりと対応してまいりたい。 継続</p>
----	--	--

2(5)	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑤地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。</p> <p>[内容変更]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、日本漁船の操業機会を確保できるよう、外務省とも連携しつつ、適切に対応してまいりたい。 [継続]</p> <p>2 日ロ間の各漁業協定に基づく日本漁船の操業条件の緩和については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、漁業交渉の場において、努力をしていく。ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。 [継続]</p> <p>3 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。 [継続]</p> <p>【外務省】</p> <p>1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのはご承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく意向(方針)。</p> <p>2 残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく政府間協議及び操業については、ロシア側の一方的な措置により実現できていないが、(御指摘のあった地先沖合漁業を含む)それ以外の日露間の協定や民間取決めに基づく交渉や操業については、全く問題がないというわけではないが、実施はできていると承知。(※貝殻島昆布協定(民間取決め)に基づく操業では、露側による「訪船」が行われるなど、問題が全くないわけではない。)</p> <p>3 日本政府として、日露間の漁業協定の安定的な実施を重視しており、引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。 [内容変更]</p>
------	--	--

<p>2⑥ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>⑥我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しでは、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。</p> <p>また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1. 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、毎年の交渉においてロシア漁船が原因と思われる我が国漁業者の被害状況を説明するとともに、漁具被害を未然に防止するため、四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置をロシア側に通報し、ロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底することを要請している。</p> <p>これに対して、ロシア側は通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しているので、引き続きこうした取組を継続していく考えである。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2. 外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2を支援しているところであり、まずは当該事業を活用いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3. また、イトヒキダラやイワシ、サバについては、毎年行われる日露地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、2021年以降、これら3魚種の漁獲割当量を合計4万トン削減(2021年9万トン→2023年5万トン)したところである。引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>【外務省】</p> <p>1. 御指摘の「ロシア大型冷凍トロール船」は、日露地先沖合協定に基づいて日本の200海里水域で操業するロシア船のことであると思うが、同協定に基づく日露交渉において、交渉ヘッドの水産庁からも、露側のトロール船への対応をロシア側としっかりと話し合ってきていると承知しており、外務省としても、引き続き水産庁と連携していきたい。また、外務省としても、例えば日本水域(太平洋側)において日本の漁船が設置した漁具の設置位置を定期的にロシア側に通報してきており、ロシア側もロシアの漁業者に対してそれを通報していると承知。</p> <p style="text-align: right;">R4回答なし R3と比較し、大幅な内容変更</p>
<p>3① 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>①サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1. 水産庁においては、漁業取締船について、令和2年3月から昨年3月にかけて既存の2隻を大型化(500トン級→900トン級)するとともに、新規に2隻(900トン級、2000トン級)を増隻し、取締活動に従事しているところである。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2. また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、平成30年度から本年度までの5か年で、海事職を59名、その他13名を増員するとともに、昨年4月に水産庁内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置したところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3. さらに、水産庁と海上保安庁との間において、定期的に連絡会議を開催しているほか、昨年度に続き、本年度も合同訓練を実施するなど、連携しながら対応を行っている。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>4. 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、放水銃の強化や船体の防弾化など装備面の充実及び漁業監督官等の増員を図るとともに、引き続き海上保安庁と連携し、漁業者の皆様に安全に操業していただけるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇及び航空機のほか無操縦者航空機「シーガーディアン」によるしう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正な取締りを行っております。</p> <p>また、昨年度には、大和堆を含めた日本海側の監視・取締り体制の強化として、新たに巡視船「わかさ」を配備し、日本海側の勢力を増強しました。</p> <p>引き続き、海上保安庁では、昨年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>

<p>3② 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ②中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。 また、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、<u>再発防止</u>を強く求めている。 水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 また、水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備するとともに、海上保安庁と連携しながら同諸島領海内に侵入して操業を行う外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難である。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、中国海警局に所属する船舶への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警局に所属する船舶が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。 また、関係省庁と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国船舶の情報の提供等、漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を、状況に応じて適切に行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>
<p>3③ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ③外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難があり、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には緊急入域の希望があっても入域しないよう、強く指導してきたところである。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2 なお、やむを得ず緊急入域を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁業者に対し、基本的ルールの遵守を引き続き要請してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るために、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。 そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に锚地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>

	<p>③ 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ④ 北朝鮮のミサイル発射については、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保との確な情報提供に万全を期すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房からのミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達するとともに、漁業無線局が受信したメールによるミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。継続</p> <p>2 引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、対応してまいりたい。継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 北朝鮮が前例のない頻度と新たな態様で弾道ミサイル等の発射を繰り返していることは、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。新規</p> <p>2 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。継続</p>
4	<p>4 被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したがご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策事業による支援を実施しているところであり、令和4年度補正予算により25億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和4年度補正予算により15億円を積み増したところである。 内容変更 : R3韓国中国30億円、R3沖縄20億円</p> <p>2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。継続</p>

VII 海洋性レジャーとの調整等について

R5年度要望趣旨

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャー・ボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻轆する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれでは民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャー・ボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

また、プレジャー・ボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多い、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1① 1 遊漁と漁業の調整 ①遊漁マナー・漁業の基本的考え方による積極的な広報等の実施 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナー・漁業制度の基本的な考え方方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスマディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。	【水産庁】 1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設け、都道府県のルール等を確認できるようにしているところ。また、各都道府県に対しては、利用者が見やすく、分かりやすいものとなるよう、都道府県HPを改善・工夫するなど依頼しているところである。 内容変更 2 また、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接・普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 内容変更 3 また、遊漁団体やマリンレジャー事業関連団体が参加する意見交換の場に出席しており、更に、CSテレビ、雑誌等を通じて遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、色々な工夫を進めてまいりたい。 内容変更	

継続

<p>1② 1 遊漁と漁業の調整 ②スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な様様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>3 いざれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>
<p>1③ 1 遊漁と漁業の調整 ③遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2 今後、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことに対応し、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>3 また、今国会で成立した改正遊漁船業法については、遊漁船の利用者の安全確保を目的としつつも、「地域の水産業との調和のとれた遊漁船業法の振興」を柱に掲げており、遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みを作ることができないか検討しているところ。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>4 遊漁船業と漁業の兼業率は70%を超えており、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでおり、責連合会においても、遊漁船業者と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>
<p>1④ 1 遊漁と漁業の調整 ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。 遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 また、今国会で成立した改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から協議会制度を創設したところであり、これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>3 なお、本協議会については、都道府県が組織し、地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者、その他関係者で構成されるものであるが、全国的な知見や広域的な調整の観点から、求められた場合は国が参加することもあり得ると考えているところ。国としては、協議会の円滑な設置に向けて、都道府県に対し、必要な助言等を行ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>

<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。 [内容変更]</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 [続続]</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 [続続]</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。 [続続]</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>令和4年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約30万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和4年末のプレジャーボートの保有隻数は約22万隻、海難事故は約1,000件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。</p> <p>プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリーナや漁港等はあるものの、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参りたい。 [続続]</p>
<p>2② 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>② プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討</p> <p>法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。</p> <p>都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。 [続続]</p> <p>2 なお、水産庁としても遊漁団体の参加する意見交換の場に出席しており、遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。 [続続]</p> <p>3 また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策 ② 関係者間の連携推進 ③ 効果的な放置艇対策事例の周知 <p>の対策を講ずることにより放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.2万隻と前回調査時(平成26年度)と比べ5千隻減少している。</p> <p>水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援してまいりたい。 [続続]</p>

3① 3 ミニボートによる危険行為の防止	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。</p> <p>なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>参考:令和5年度国土交通省交通安全業務計画</p> <p>交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和5年度において、国土交通省が交通安全に関する講ずべき施策等について、定めたものである。</p> <p>第2部 海上交通の安全に関する施策</p> <p>第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進</p> <p>(2)ミニボートの安全対策の実施</p> <p>ミニボート(長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート)の安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボート(長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満)は、低出力・低速で航行できる区域が限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、<u>利用者の安全意識の向上を図る</u>よう次の安全対策を推進している。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。(当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。)</p> <p>また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。</p> <p>このような取り組みにより、ミニボートの事故件数は令和3年から4年にかけて減少傾向に転じており、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>
----------------------	--

3② ③ ミニボートによる危険行為の防止 ② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施 ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。 継続</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。</p> <p>なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続</p> <p>参考:海難の現況と対策について(海上保安庁) 令和3年のミニボートの事故隻数は121(103)隻。船舶事故隻数は増加。 ※()内は令和2年</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、<u>航行できる水域が限られる</u>ことから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えられる。</p> <p>また、登録制度についても、小型船舶の登録等に関する法律の制定時にミニボートは財産価値が低い上、航行や係留による社会的影響が小さく、行政情報として把握する必要性が乏しいことから、同法による制度の対象外とした経緯があり、その状況は現在も変わっていないと認識している。</p> <p>なお、海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、業界団体と連携した安全啓発活動に引き続き取り組んで参りたい。 内容変更</p> <p>一部削除: なお、現在、関係業界において、ミニボートの技術指針の見直しと第三者認証制度の構築に向けた検討が進められていると承知している。</p>
--	---

3③	<p>3 ミニボートによる危険行為の防止 ③安全講習の義務化と所有者リストの整備 商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導とともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知している。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内している。国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>
3④	<p>3 ミニボートによる危険行為の防止 ④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化 ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にあるミニボートの保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 また、船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象となっているところ。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>3 ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている。今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>

參考資料

要 望 書

全国海区漁業調整委員会連合会

令和5年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなつております。今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナ感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャー・ボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していくかなくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、事故発生から12年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令和5年1月の関係閣僚会議において、ALPS処理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和5年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和5年5月26日の第59回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年7月11日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 今野智光

新規要望項目

- ・漁業監督吏員の資質向上（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について（太平洋クロマグロの資源管理について）
- ・A I S を活用した事故防止・安全航行の指導（沿岸資源の適正な利用について）
- ・漁獲量を正確に把握する仕組みの整備（漁業法改正後の制度運用について）
- ・定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及（漁業法改正後の制度運用について）
- ・遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化（海洋性レジャーとの調整等について）

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

II 沿岸漁場の秩序維持について

漁業監督吏員の資質向上

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

III 太平洋クロマグロ資源管理について

沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

V 漁業法改正後の制度運用について

漁獲量を正確に把握する仕組みの整備

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を搖るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

① 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

② また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。【新規】

2 「密漁もの」の流通防止

① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主張的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

② 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。【新規】

③ 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。

④ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（I S C）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を 2024 年までに歴史的中間値である約 4 万 3 千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の 20%（約 13 万トン）まで回復）も令和 5 年に達成見込みであることなどを踏まえ、W C P F Cにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和 3 年 4 月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実

績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。

イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

ウ 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

エ 資源管理の推進に当たっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たなる来遊海域における資源調査を行うこと。

③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について【新規】

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむ得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に

漁具改良の支援を行うこと。

イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

ウ 数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がつい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（N P F C）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からT A C法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。
- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間

で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るために必要な措置を講ずること。

⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入に当たっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。

また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行う等、経営を維持するための対策を講じること。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大蔵許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③ AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。【新規】

V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年1月2日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新制度の円滑な運用について

① 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。

3 新たな資源管理措置等について

① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応する

よう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

② TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されるところから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。

③ 数量管理の導入に当たっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能な量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。

そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。

④ 漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤ TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。【新規】

⑥ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心を開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。【新規】

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いている。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となったほか、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年に入ってからはこれまでにない頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

- ① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。
- ② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP.I.保険への加入義務化を促すこと。
- ③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

- ④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

- ⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。
- ⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対し

ては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれでは民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多い、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に関する積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者的主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化せること、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

④ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備【新規】

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化【新規】

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。